



アースグループ グローバル行動指針

アース製薬株式会社

地球を、キモチいい家に。



アースグループ 経営理念

いのち
「生命と暮らしに寄り添い、
地球との共生を実現する。」

We act to live in harmony
with the Earth.

この経営理念には、地球上の全ての人々に必要とされる製品・サービスを提供することで、社会と共に持続的に発展し、成長していくことを目指すという意味が込められています。

" Act For Life "は、製品・サービスの提供を通じて、人々の生命・生活（ Life ）に寄り添い、安全で快適な生活に貢献していく（ Act ）というアースグループのお客様との約束を表しています。

私たちアースグループは、目指すべき方向性と、社会との関わりを見つめ、企業文化や歴史を紐解き、新たな経営理念を制定いたしました。私たちの社名に掲げる「Earth（=地球）」には、人々の役に立つ製品を世界中に広めていきたいという先人の思いが込められています。

私たちは、1892年の創業以来一世紀以上にわたり、人々の健康と快適な生活の実現に真摯に向き合い、高品質な製品を提供し続けることで、社会と共に着実な成長を遂げてきました。そして、これからも世界中のより多くの人々の生活にとって、なくてはならない存在として、お客様と共に、社会と共に、株主の皆様と共に、人々の生命の営みに寄り添い、さらに豊かで快適な生活を実現できるよう貢献してまいります。

この新たな経営理念を全ての活動のベースとして、アースグループ全社員が一丸となって、取り組んでまいります。

未来に向けた取り組みに加え、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンスの充実、環境への配慮など、企業としての社会的責任を全うし、全てのステークホルダーの皆様が、幸せと誇りを実感できる価値ある企業を目指してまいります

一歩先の快適さを、いつも。

アース製薬は1892年の創業以来、100年以上にわたって暮らしを支えるお手伝いをしてまいりました。衛生環境や安心・安全に対する意識など、現代のライフスタイルは大きく様変わりし、より豊かで快適な暮らしを求める声も高まっています。いつの時代も暮らしの中に溶け込み、一歩先の快適さをお届けする。それが、私たちが大切にしているものづくりの姿勢です。

1. 新コーポレート・ロゴの制定について

【経営理念について】

コーポレート・ロゴに明示した“Act For Life”の“Act”（必要とされる製品・サービスの提供を通じて、安全で快適な人々の生活に貢献していく）の結果として、お客様(消費者)、社会(環境)、社員、株主等と共に持続的に発展し、成長していくことを目指すという意味を、「We act to live in harmony with the Earth」として、アースグループの経営理念・存在意義として、改めて示しました。

これからも、世界中の多くの人々がさらに豊かで快適な生活が実現できるよう、貢献してまいります。

2. アースバリュー【共有する価値観】と アースポリシー【行動原則】

「アースバリュー」は、他の社員、取引先又は協力会社などのビジネスパートナーと働く際に、共有する価値観と行動の源となるものです。

・「全員参画」

自らが当事者として行動し、他の社員が効果的に働けるように動くことで、他の社員との強い絆を生みます。

・「コミュニケーション」

多様な人々と協業する際に、お互いの考えや方向性を整え、価値観を共有するために必要なことです。思い込みを避け、相手の話を聞き、丁寧に説明します。

・「人がすべて」

取引先や協力会社も「人」が動かしているものです。その人々や他の社員との強い信頼や共感が、お互いの発展・成長につながります。

「アースポリシー」は、当グループで仕事をするときの考えや行動を示したものです。

・「お客様目線による市場創造」

日常生活での疑問・不便・要望を感じ取り、お客様に必要とされる製品・サービスを提供するために、改善や新しい提案を続けます。

・「熱意・創意・誠意」

「市場で成功したい。」という熱意。「豊かな生活に貢献したい。」という創意。そして「消費者との約束を守りたい。」という誠意をもって仕事をします。

・「すぐやる・必ずやる・最後までやる」

当事者として、個人として、責任を持って消費者との約束を守ります。

3. 行動指針

私たちは「自ら正しいと考える行動」、そして「社会からも正しいと見られる行動」を取らねばなりません。これは、私たちが生活・習慣・文化・法律・規制が違う国々で企業活

動を行っていく上で、守らねばならないルールです。

もし、「何か間違っている。」や「こんなこと他人に言えない。」と感じたときは、上司、同僚、法務・コンプライアンスなどの部門に相談してください。

お客様と共に

3-1 お客様に対する適切な情報提供

製品の使用方法や注意事項は、使って頂くお客様一人ひとりに理解して頂く必要があります。これは、安全で快適な生活をお客様(使用者)に過ごして頂くために必要なことです。このために、私たちは、(1)データに基づかないこと、(2)間違った認識を与えること及び(3)過大な期待を抱かせることを表現しないと共に、簡単で、わかりやすい言葉・文書でお客様に情報を提供します。

これは、事故を防ぐだけでなく、私たちが提供する商品やサービスが、より豊かで快適な暮らしに役立つものであることを、お客様(消費者)にわかって頂くためでもあります。

3-2 安全な品質の製品・サービスの提供

私たちが提供する商品やサービスが、お客様がいる国の法、規制、ガイドラインにしたがっていることは当然ですが、これらの安全や品質の基準を上回る「アース基準」にしたがいます。このために、私たちは提供する商品やサービスに関する品質基準や手順書を可能な限り守って、製造・保管・輸送(輸出入)・販売を行う必要があります。

何かの理由で、品質基準や手順書を守れない又は間違えたときは、直ぐに、上司に申し出てください。間違えること又は理由があっても守れないことはあるかもしれません。しかし、そのことを隠す・ごまかすことを、してはいけません。

社会と共に

3-3 人権侵害の防止

近年、企業には、「責任あるサプライチェーンマネジメント」や「人権デュー・ディリジェンス」(企業が人権に関する悪影響を認識し、防止し、対処するための手順の実施)が求められています。

私たちは、どの国・どの地域でも、児童労働や強制労働に関与せず、労働者の搾取を許さず、そのような取引先とは取引しません。また、自らは賃金・労働関係の法令を遵守します。

3-4 賄賂の禁止

賄賂を贈る(贈賄)とは、直接又は間接を問わず、価値のある物を提供して又は提供する申出をして、相手を自らの意のとおりにする行為です。この行為は、多くの国の法律が禁止しているだけでなく、国境を超えて規制(例えば、米国海外腐敗防止法、日本不正競争防止

法等)し、推奨している国は一か国もありません。

「価値のある物」には、高額な贈答品や旅行、家族や親類の就職のあっせん、個人に支払われるリベートや特別な取引が含まれます。私たちは、この「価値ある物」の提供を申し入れることをしません。また、提供の申し出が取引先からあった場合や、役人から提供を求められた場合は、直ぐに上司や法務・コンプライアンス部門に相談し、決して1人で対処しないでください。

3-5 環境保護

私たちが共生をめざす「地球」は、温暖化、気候変動、海面上昇など既に多くの悲鳴を上げています。2015年9月の国連発表の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない。」とあります。

私たちは、この中で、環境に関するすべての法規制や許可条件を満たし、それ以上の達成を目指します。また、エネルギーや資源では、私たちが消費者になります。ですから私たち自身が当事者として、商品開発上の省資源化、生産・物流上での省エネ化、産業廃棄物の削減を継続的に進めます。

働く仲間と共に

3-6 多様性（個性）の受容と自主性の発揮

私たちは、お客様に求められる商品やサービスを提供するために、多様な背景、スキル、経験を判断基準に採用され、雇用されました。これは、異なる主体を持った人が交じり合うことで新しいアイデア（イノベーション）が生まれ、新たな商品やサービスの市場が創造されるからです。この交じり合いを起こすには、相互に相手を尊重すること（コミュニケーション）が必要です。

同時に、誰もが能力を最大限に発揮できよう、不愉快、威圧的、屈辱的な職場を生み出しかねない行為（例えば、嫌がらせのメール等）が無い環境を作ることが必要です。また、個人の背景(人種、肌の色、性別、国籍、性的指向)や法的に保護される特徴(身体障害、婚姻状況、軍隊経験、HIV/AIDS感染の有無)により、差別することを許しません。

3-7 従業員の健康・快適な職場環境

私たちは、最も大切な財産の一つである社員を守るために、就労環境に係るその国の法、規制、ガイドライン法令を守らねばなりません。さらに、私たちは、会社の規則、ルール、手順が定めた安全規制(火災・地震などの防災・避難指示も含む)の適用回避や無視を、絶対にしてはなりません。

また、企業理念を追求し継続的に発展して行くには、私たち自身が心身ともに健康であることが不可欠です。適切な就労環境の維持はもちろんですが、適切な休養の取得も大切なことと認識しています。

株主・会社と共に

3-8 インサイダー取引の禁止

多くの国々で、公開されていない株価に影響を与える情報（インサイダー情報）をもとに株式、債券、先物などの取引を行うこと（インサイダー取引）は、法律で制限されています。

私たちは、株式の売買を公開している日本企業の関係会社に勤める者「会社関係者」として、一般の方以上に、未公開の重要な情報の取り扱いを慎重にし、インサイダー取引を行いません。

3-9 会社財産の保全・有効活用

私たちは、個人(家族や親戚も含む)の活動に加え顧客や取引先などと、会社での立場から公正な判断ができない又はそのように見える状況が起こり得ます。このようなときは、直ちに、上司や法務・コンプライアンス部門に相談してください。

また、仕事では大小はありますが物や金銭の取り扱いが不可避です。私たちは、この物や金銭（たとえ少額であっても）を取り扱う際には、会社が決めた記録・保管手続きにそって正確な記録を作成し、報告しなければなりません。記録しないことや虚偽的・作偽的な記録を作成することは、いかなる場合も許されません。

以 上